



毎月十五日発行
所
像 大 社 会 会 宗
宗室 〒611-305 福岡県福岡市西区太田町
電話 090-62-1311代
定価 一年送料共 1000円

いよいよ始まる



当人社永年の念願であつた文書編纂刊行事業が愈々

了の文書編纂刊行事業が愈々

發足の運びとなつた。

当人社には中世以降の文

書、典籍類が多量に保存伝

承されており、特に中央政

府の下文・御教書が殆んど

を占め二十九通を以つて

三卷に仕立てられている。第

一卷は所領の譲状を中心

三十一通から成つており、

三十二通から成つてお

り、宗像神社文書は古くか

ら当社に所蔵されてきた文

書。

④重要文化財指定のもの

これらは文書は八巻の卷

物に表記されており、昭和

三十八年に重文の指定を受

けた。第一巻は締旨・院宣・八

条院宣下文・雜訴決断所牒

の順に二十二通がまとめら

れる。

⑤重要文化財指定以外の

この順に二十二通がまとめら

れる。

⑥重要文化財指定のもの

これらは文書は八巻の卷

物に表記されており、昭和

三十八年に重文の指定を受

けた。第一巻は締旨・院宣・八

条院宣下文・雜訴決断所牒

の順に二十二通がまとめら

れる。

⑦重要文化財指定以外の

この順に二十二通がまとめら

れる。

⑧重要文化財指定のもの

これらは文書は八巻の卷

物に表記されており、昭和

三十八年に重文の指定を受

けた。第一巻は締旨・院宣・八

条院宣下文・雜訴決断所牒

の順に二十二通がまとめら

れる。

⑨重要文化財指定のもの

これらは文書は八巻の卷

物に表記されており、昭和

三十八年に重文の指定を受

けた。第一巻は締旨・院宣・八

条院宣下文・雜訴決断所牒

の順に二十二通がまとめら

れる。

⑩重要文化財指定のもの

これらは文書は八巻の卷

物に表記されており、昭和

三十八年に重文の指定を受

けた。第一巻は締旨・院宣・八

条院宣下文・雜訴決断所牒

の順に二十二通がまとめら

れる。

⑪重要文化財指定のもの

これらは文書は八巻の卷

物に表記されており、昭和

三十八年に重文の指定を受

けた。第一巻は締旨・院宣・八

条院宣下文・雜訴決断所牒

の順に二十二通がまとめら

れる。

⑫重要文化財指定のもの

これらは文書は八巻の卷

物に表記されており、昭和

三十八年に重文の指定を受

けた。第一巻は締旨・院宣・八

条院宣下文・雜訴決断所牒

の順に二十二通がまとめら

れる。

⑬重要文化財指定のもの

これらは文書は八巻の卷

物に表記されており、昭和

三十八年に重文の指定を受

けた。第一巻は締旨・院宣・八

条院宣下文・雜訴決断所牒

の順に二十二通がまとめら

れる。

⑭重要文化財指定のもの

これらは文書は八巻の卷

物に表記されており、昭和

三十八年に重文の指定を受

けた。第一巻は締旨・院宣・八

条院宣下文・雜訴決断所牒

の順に二十二通がまとめら

れる。

⑮重要文化財指定のもの

これらは文書は八巻の卷

物に表記されており、昭和

三十八年に重文の指定を受

けた。第一巻は締旨・院宣・八

条院宣下文・雜訴決断所牒

の順に二十二通がまとめら

れる。

⑯重要文化財指定のもの

これらは文書は八巻の卷

物に表記されており、昭和

三十八年に重文の指定を受

けた。第一巻は締旨・院宣・八

条院宣下文・雜訴決断所牒

の順に二十二通がまとめら

れる。

⑰重要文化財指定のもの

これらは文書は八巻の卷

物に表記されており、昭和

三十八年に重文の指定を受

けた。第一巻は締旨・院宣・八

条院宣下文・雜訴決断所牒

の順に二十二通がまとめら

れる。

⑱重要文化財指定のもの

これらは文書は八巻の卷

物に表記されており、昭和

三十八年に重文の指定を受

けた。第一巻は締旨・院宣・八

条院宣下文・雜訴決断所牒

の順に二十二通がまとめら

れる。

⑲重要文化財指定のもの

これらは文書は八巻の卷

物に表記されており、昭和

三十八年に重文の指定を受

けた。第一巻は締旨・院宣・八

条院宣下文・雜訴決断所牒

の順に二十二通がまとめら

れる。

⑳重要文化財指定のもの

これらは文書は八巻の卷

物に表記されており、昭和

三十八年に重文の指定を受

けた。第一巻は締旨・院宣・八

条院宣下文・雜訴決断所牒

の順に二十二通がまとめら

れる。

㉑重要文化財指定のもの

これらは文書は八巻の卷

物に表記されており、昭和

三十八年に重文の指定を受

けた。第一巻は締旨・院宣・八

条院宣下文・雜訴決断所牒

の順に二十二通がまとめら

れる。

㉒重要文化財指定のもの

これらは文書は八巻の卷

物に表記されており、昭和

三十八年に重文の指定を受

けた。第一巻は締旨・院宣・八

条院宣下文・雜訴決断所牒

の順に二十二通がまとめら

れる。

㉓重要文化財指定のもの

これらは文書は八巻の卷

物に表記されており、昭和

三十八年に重文の指定を受

けた。第一巻は締旨・院宣・八

条院宣下文・雜訴決断所牒

の順に二十二通がまとめら

れる。

㉔重要文化財指定のもの

これらは文書は八巻の卷

物に表記されており、昭和

三十八年に重文の指定を受

けた。第一巻は締旨・院宣・八

条院宣下文・雜訴決断所牒

の順に二十二通がまとめら

れる。

㉕重要文化財指定のもの

これらは文書は八巻の卷

物に表記されており、昭和

三十八年に重文の指定を受

けた。第一巻は締旨・院宣・八

条院宣下文・雜訴決断所牒

の順に二十二通がまとめら

れる。

㉖重要文化財指定のもの

これらは文書は八巻の卷

物に表記されており、昭和

三十八年に重文の指定を受

けた。第一巻は締旨・院宣・八

条院宣下文・雜訴決断所牒

の順に二十二通がまとめら

れる。

㉗重要文化財指定のもの

これらは文書は八巻の卷

物に表記されており、昭和

三十八年に重文の指定を受

けた。第一巻は締旨・院宣・八

条院宣下文・雜訴決断所牒

の順に二十二通がまとめら

れる。

㉘重要文化財指定のもの

これらは文書は八巻の卷

物に表記されており、昭和

三十八年に重文の指定を受

けた。第一巻は締旨・院宣・八

条院宣下文・雜訴決断所牒

の順に二十二通がまとめら

れる。

㉙重要文化財指定のもの

これらは文書は八巻の卷

物に表記されており、昭和

三十八年に重文の指定を受

けた。第一巻は締旨・院宣・八

条院宣下文・雜訴決断所牒

の順に二十二通がまとめら

れる。

㉚重要文化財指定のもの

これらは文書は八巻の卷

物に表記されており、昭和

三十八年に重文の指定を受

けた。第一巻は締旨・院宣・八

条院宣下文・雜訴決断所牒

の順に二十二通がまとめら

れる。

㉛重要文化財指定のもの

これらは文書は八巻の卷

物に表記されており、昭和

三十八年に重文の指定を受

けた。第一巻は締旨・院宣・八

条院宣下文・雜訴決断所牒

の順に二十二通がまとめら

れる。

㉜重要文化財指定のもの

これらは文書は八巻の卷

物に表記されており、昭和

三十八年に重文の指定を受

けた。第一巻は締旨・院宣・八

条院宣下文・雜訴決断所牒

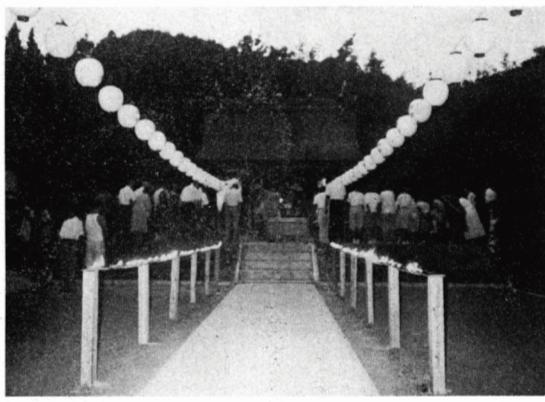
の順に二十二通がまとめら

れる。

㉝重要文化財指定のもの

宗像護国神社千灯明

英靈に祈る世界の平和



宗像護国神社の「千灯明」

一

祭が月遅れのお盆の八月十五日午後七時より地元田島

島区育成会兒童約百名と父兄役員多数奉仕のもと盛大に斎行された。

今年は例年になく猛暑が続いた。当時は、朝から、小雨模様にもかかわらず早朝より育成会の深田重信会奉仕のもと、宗像市遺族会中村保会長、郡遺族会鶴田

員会長以下各地区役員会員百余名並びに元田島役員

連盟九州支部等の後援によ

り行なわれ、ドライバー達も、

冷たいおしばりと、キャ

ンベーンガールより、

安全運転を呼びかけた。

この運動は夏の全国交通

運送業者による疲れもい

て引続き本殿に於いて慰靈祭の祭典が當大社宗像清文

院主を祭主として神職四名

十対の提灯と三百基の灯明

を飾る棚造り、並に境内清掃、夜食の炊き出し等の奉

仕が行なわれた。

そして午後七時前には、

浴衣姿の男女兒童百余名と

その父兄大多数が三々五々

と境内に集り始め、宗像護

國神社に祀られた郡・市内

の青少年にチョッピリうら

やましさを感じずする年ではあ

るが、みんなが一緒になつ

て別れを惜しみ涙する素直

さがうれしい年令でもあ

る。

昭和四十六年十一月、宗像

大社復興期事務が、宗像

大社復興期事務の手によ

り、二年の歳月をかけ、当

時十億円の巨費を投じて莊

厳雄大な御神城が造営され

造りの社殿で約二千平方メ

ートルの広さを以つ建物で

あるが、地理的に海が近

く、玄界灘の海風が吹きつ

けるため壇場による被害は

日本洗濯サービス、田中設

工のプラスチック樹脂を細

かく八面体にして、熱光物質

を加え夜間では50m先から

識別が出来るようになって

います。型は横11cm、縦6

cm、厚さ5mmの長方形で裏

面に両面接着テープをつ

け、車輪の総べての個所に

取り付けられるようになっ

ています。全天候型で太陽

光線・熱・風雨にも強く、

洗車等にも耐えられます。

安全運転を呼びかける

—シートベルト着用を指導—



授与品紹介

◇反射守 (はんしゃまもり) (中)

（左）

（右）

（中）

（上）

（下）

